

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第37号）

国民健康保険課

1 改正の理由

福祉医療費の支給対象範囲を拡大するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

福祉医療費の支給対象者であるひとり親家庭の親と子に、特別障害者手当の支給基準に準じた所得（前年の所得が、360万4,000円に扶養親族1人につき38万円を加算した額以下であること。）である者を加える。

3 施行期日

令和6年4月1日